

# 談合情報取扱要綱

(令和8年2月9日東京都都市づくり公社要綱第272号)

公益財団法人東京都都市づくり公社談合情報取扱要綱を次のとおり定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社談合情報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）発注の契約に係る談合情報に関する取扱いを定め、もって、公社が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、公社発注に係るすべての契約に適用する。

(談合情報検討委員会の設置等)

第3条 契約担当者等（理事長が別に定めるところにより権限を委任された者をいう。以下同じ。）は、所掌する契約に係る談合情報に的確に対処するため、談合情報検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、公社職員の関与を疑う情報（以下「公社関与談合情報」という。）についても委員会を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、談合情報又は公社関与談合情報に関する調査の必要性の有無、入札執行、契約締結及び契約解除の是非を審議する。

5 公社関与談合情報が寄せられた場合の委員長及び委員は、公社関与談合情報の対象である契約を所掌する部署の職員を除くこととし、場合により臨時委員を置く。

(談合情報（公社関与談合情報を除く。）を受けたときの取扱い)

第4条 談合情報に関する調査の必要性の判断

(1) 公正取引委員会等への情報提供

契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、その談合情報について、公正取引委員会及び警視庁へ情報提供する。

(2) 委員会への付議

契約担当者等は、調査の必要性について、別紙様式により委員会に付議しなければ

ならない。

### (3) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(2)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

## 2 事情聴取

契約担当者等は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加しようとする者、入札に参加した者及び契約の相手方（以下「入札参加者等」という。）のうち事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取しなければならない。

## 3 入札執行、契約締結又は契約解除の是非の判断

### (1) 委員会への付議

契約担当者等は、2の事情聴取を終了したときは、入札執行、契約締結又は契約解除の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

### (2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行、契約締結又は契約解除の是非について判断しなければならない。

## 4 誓約書の徴取、入札執行及び契約締結

(1) 契約担当者等は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者等から誓約書を徴取するとともに、入札執行後談合の事実が明らかになった場合は入札を無効にする旨を知らせた上で、入札を執行する。

(2) (1)の場合、入札参加者等に対し、第1回の入札に際し積算内訳の提出を求め内容を審査する。

(3) (2)により提出させた積算内訳の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、5により対応しなければならない。

(4) 契約担当者等は、委員会が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、契約の相手方から誓約書を徴取するとともに、契約締結後談合の事実が明らかになった場合は契約を解除する旨を知らせた上で、契約締結を行う。

## 5 入札執行又は契約締結の取止め

(1) 契約担当者等は、委員会が入札を執行すべきでないとして判断したときは、「公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第3条の(4)又は「電子入札用公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第3条の(4)を適用し、入札を取り止めなければならない。この場合、入札参加者等の応札結果の保全に努める。

(2) 契約担当者等は、委員会が契約締結を行うべきでないと判断したときは、「公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第10条又は「電子入札用公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第10条を適用し、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。

#### 6 契約解除

契約担当者等は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、契約の相手方と協議の上、契約を解除することができる。

#### 7 理事長への結果報告

契約担当者等は、談合情報に対する処理結果を別紙様式により理事長へ報告しなければならない。

#### 8 公正取引委員会等への情報提供

契約担当者等は、調査を行った談合情報について、別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ情報提供する。

(公社関与談合情報を受けたときの取扱い)

### 第5条 公社関与談合情報に関する調査の必要性の判断

#### (1) 公正取引委員会等への情報提供

契約担当者等は、所掌する契約について公社関与談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、その公社関与談合情報について、公正取引委員会及び警視庁へ情報提供する。

#### (2) 委員会への付議

契約担当者等は、調査の必要性について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

#### (3) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(2)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な公社関与談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

### 2 事情聴取

契約担当者等は、公社関与談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、委員会が指定した入札参加者等及び当該契約手続に関与した職員（以下「公社関係者」という。）から事情を聴取しなければならない。

なお、事情聴取を行う者は、公社関与談合情報の対象契約の手続に係る職員を除くこととする。

### 3 入札執行、契約締結又は契約解除の是非の判断

#### (1) 委員会への付議

契約担当者等は、2の事情聴取を終了したときは、調査結果をもとに入札執行、契約締結又は契約解除の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

#### (2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、明らかに公社関与談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行、契約締結又は契約解除の是非について判断しなければならない。

### 4 誓約書の徴取、入札執行及び契約締結

(1) 契約担当者等は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者等及び公社関係者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後公社関与談合の事実が明らかになった場合は入札を無効にする旨を知らせた上で、入札を執行する。

(2) (1)の場合、入札参加者等に対し、第1回の入札に際し積算内訳の提出を求め内容を審査する。

(3) (2)により提出させた積算内訳の内容の審査において、明らかに公社関与談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、5により対応しなければならない。

(4) 契約担当者等は、委員会が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、契約の相手方から誓約書を徴取するとともに、契約締結後公社関与談合の事実が明らかになった場合は契約を解除する旨を知らせた上で、契約締結を行う。

### 5 入札執行又は契約締結の取止め

(1) 契約担当者等は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは、「公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第3条の(4)又は「電子入札用公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第3条の(4)を適用し、入札を取り止めなければならない。この場合、入札参加者等の応札結果の保全に努める。

(2) 契約担当者等は、委員会が契約締結を行うべきでないと判断したときは、「公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第10条又は「電子入札用公益財団法人東京都都市づくり公社入札参加者心得」第10条を適用し、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。

### 6 契約解除

契約担当者等は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、契約の相手方と協議の上、契約を解除することができる。

### 7 理事長への結果報告

契約担当者等は、公社関与談合情報に対する処理結果を別紙様式により理事長へ報告しなければならない。

### 8 公正取引委員会等への情報提供

契約担当者等は、調査を行った公社関与談合情報について、別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ情報提供する。

(再発注時の取扱い)

第6条 契約担当者等は、第4の5、第5の5に基づく入札執行又は契約締結の取止め、あるいは第4の6、第5の6に基づく契約の解除を行った後、当該契約案件の再発注を行う場合は、当初の入札よりも指名業者数を増やすなどの取組を行う。

(外部専門家への意見聴取等)

第7条 委員会の審議にあたっては、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に調査方法等についての意見・助言を求めることができる。特に公社関与談合情報の提供による委員会の審議にあたっては、手続の第三者性の確保に努める必要から、原則として外部の専門家（弁護士等）に調査方法等についての意見・助言を求めるものとする。

(情報提供者の秘密保持等)

第8条 談合情報（公社関与談合情報を含む。）を受けたときは、情報提供者の秘密の保持及び個人情報の保護に留意すること。

また、情報提供をしたことを理由として情報提供者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

附則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別紙様式

年 月 日

談合情報検討委員会議案兼報告書

談合情報に係る契約	契約件名・番号	
	業種	
	指名委員会	年 月 日
	指名年月日	年 月 日
	入札（予定）日	年 月 日 時 分
	契約（予定）日	年 月 日 時 分
	指名業者名	1 6 2 7 3 8 4 9 5 10
談合情報の内容等	情報入手年月日	年 月 日 時 分
	情報提供者	1 報道機関 2 実名 3 匿名 4 その他 ( )
	情報手段	1 文書 2 FAX 3 電話 4 面接 5 その他 ( )
	情報内容	
	委員会の判定	調査の必要性 1 あり 2 なし
	事情聴取結果又は調査の必要がないと判断した理由	
	委員会の判定	入札執行前 1 入札執行 2 入札執行取り止め 入札後（契約締結前） 1 契約締結 2 契約締結取り止め 契約締結後 1 契約継続 2 契約解除
	公取への連絡日	年 月 日（連絡方法）
	警視庁への連絡日	年 月 日（連絡方法）
事務担当者名・電話		

(参考)

	年 月 日
誓 約 書	
公益財団法人東京都都市づくり公社 理事長 殿	
所在地 会社名 代表者名	印
誓 約 内 容	

誓約書を提出する皆さんへ
提出された誓約書は、公正取引委員会及び警視庁へ送付することがありますので ご了承ください。